

第四次
菊川市子ども読書活動推進計画
(案)

令和5年度～令和9年度
(2023年度～2027年度)

令和 年 月

静岡県菊川市

市長挨拶

目 次

第1章 計画の背景	1
1. 計画の意義	1
2. 国の動向	1
3. 県の動向	1
第2章 第四次計画の基本方針について	2
1. 第四次計画における基本方針	2
(1) 発達段階に応じた効果的な取組	2
(2) すべての子どもの読書活動を支える環境の整備	2
(3) 子どもたちが自主的に読書活動に取り組むような啓発や情報の発信	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の対象とする「子ども」とは	3
4. 計画期間	3
5. 基本方針、推進のための施策及び具体的な取組一覧	4
第3章 基本方針に基づく具体的な取組	6
1. 発達段階に応じた効果的な取組	6
(1) 乳幼児における読書活動の推進	6
(2) 小学生における読書活動の推進	8
(3) 中学生・高校生における読書活動の推進	11
2. すべての子どもの読書活動を支える環境の整備	13
(1) 図書館や学校が取り組む基盤づくり	13
(2) 家庭や地域と協力した基盤づくり	14
(3) 特別な支援を必要とする子どもたちの読書活動への配慮	15
3. 子どもたちが自主的に読書活動に取り組むような啓発や情報の発信	16
(1) 子ども読書活動の重要性の啓発	16
(2) 知識取得や情報共有の場としての図書館サービスの周知	17
第4章 評価指標・進捗管理	19
1. 努力目標(数値目標)	19
(1) 静岡県の努力目標(数値目標)を基準として設定した項目	19
(2) 市独自の項目	20
2. 進捗管理	20
《参考資料》	21
資料1 第三次計画の取組と成果	21
資料2 持続可能な読書活動の循環の構築	32
資料3 用語集	33
資料4 法律・要綱・協議会・審議内容等	35

第1章 計画の背景

1. 計画の意義

人が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、子どもの頃の読書活動は欠かすことのできないものです。

菊川市子ども読書活動推進計画は、菊川市の全ての子どもが、あらゆる機会、あらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭、地域をはじめ図書館、学校、子ども関連施設等の役割を明確にし、持続可能な読書環境づくりの推進に関する施策の方向性や取組を示すものです。

2. 国の動向

国では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月12日法律第154号、以下「法律」という。）に基づき、概ね5年にわたる基本的な計画を定めています。この法律に基づき「第一次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を平成14年8月に策定しています。

平成30年4月に策定された「第四次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」では、基本理念に加え、読書への関心を高める取組等について「発達段階に応じた取組により、読書習慣を形成」「友人同士で行う活動等を通じ読書への関心を高める」の二つを推進方策として示しています。

このほか、障害の有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として、令和元年6月に視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）が施行されました。その後、令和2年7月には「視覚障害者等の読書環境の整備に関する基本計画」が策定され、アクセシブルな電子書籍の充実、視覚障がい者等の読書環境整備等の方針が示されています。

3. 県の動向

静岡県における子ども読書活動の推進については、平成16年1月に策定した「静岡県子ども読書活動推進計画」や静岡県読書活動推進会議の協議に基づいて施策を展開してきました。

平成29年3月には令和8年度までの10年間を見越した第三次計画を策定し、全ての子どもが自主的に読書に親しむ習慣の確立を目指しています。さらに第三次計画から4年が経ち、これまでの取組を踏まえ、また社会の変化に合わせ計画の見直しを行い、令和4年3月に第三次静岡県子ども読書活動推進計画後期計画を策定しました。

第三次静岡県子ども読書活動推進計画後期計画は令和4年度から令和7年度までを計画期間としています。計画の基本方針として、発達段階に応じた「読書環境の整備」「読書機会の提供」「読書活動の啓発」等の施策を、家庭、地域、学校等を通じた社会全体で取り組むとしています。

第2章 第四次計画の基本方針について

1. 第四次計画における基本方針

(1) 発達段階に応じた効果的な取組

乳幼児期のできるだけ早い段階から、絵本をはじめとした本にふれあう機会を、周囲の大人がどれだけ多く与えられるかが重要です。小学生は、6年間の長い学校生活の中で、学校図書館をどれだけ身近な場所として活用し、読書の習慣付けができるかが重要です。中高生は、学校図書館と多様なメディアを生かして、様々な疑問を調べることで解決する能力が養われることが重要で、いずれも新しい時代に対応した読書環境が必要となります。

子どもが1日の大半を過ごす施設での取り組みに図書館の積極的なアプローチを加えることで、子どもの読書活動の充実を図ります。

(2) すべての子どもの読書活動を支える環境の整備

電子書籍の普及等、子どもを取り巻く読書環境は変化しつつあり、読書の形が多様化しています。

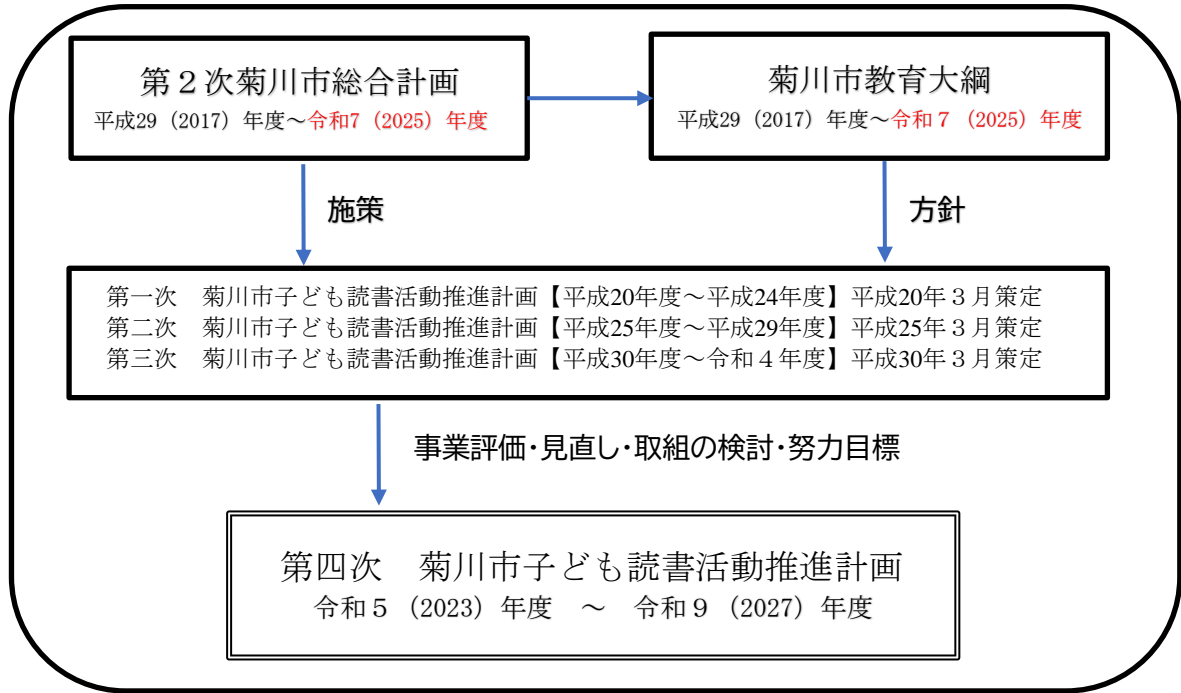
日常的に様々な本との出会いを実現するためには、図書館や学校、家庭や地域をはじめ、社会全体で読書環境の整備を諮ります。また、特別な支援を必要とする子どもや保護者が利用しやすい図書館であるよう、資料やサービスの充実を図ります。

(3) 子どもたちが自主的に読書活動に取り組むような啓発や情報の発信

本に関する情報を収集し関係機関に提供していくことや、読書に関する様々な情報を多くの方に関心を持ってもらうよう働きかけることが重要です。

子どもをとりまく大人に対して、子どもが読書を楽しむことや読書活動の必要性について、啓発や情報発信を行います。

2. 計画の位置づけ



3. 計画の対象とする「子ども」とは

本計画では、概ね18歳以下の子どもと、その保護者をはじめ子どもの読書活動の推進に携わる市民などを対象とします。

4. 計画期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間としますが、「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」と整合性を図るため、国の計画改定に基づき、市の計画を必要に応じて見直しを行います。

【図】計画期間

年度		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
国・県	国計画	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）					子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）				
	県	第三次静岡県子ども読書活動推進計画（前期）				第三次静岡県子ども読書活動推進計画（後期）		静岡県子ども読書活動推進計画			
菊川市	総合計画	第二次菊川市総合計画									第三次菊川市総合計画
	子ども読書活動推進計画	第三次菊川市子ども読書推進計画					第四次菊川市子ども読書推進計画				

5. 基本方針、推進のための施策及び具体的な取組一覧

基本方針	推進のための施策	具体的な取組
1. 発達段階に応じた効果的な取組	(1) 乳幼児における読書活動の推進	①絵本・児童書の充実(こども園) ②指導計画に基づいた読書活動の推進 ③保育時間での読み聞かせの実施 ④乳幼児向け行事(読み聞かせ・おはなし会)の実施(児童館) ⑤絵本・児童書の充実(児童館) ⑥乳幼児向け行事(読み聞かせ・おはなし会)の実施(図書館) ⑦乳幼児向け行事(各種イベント)の実施(図書館) ⑧出張おはなし会(出前行政講座)の実施 ⑨教材やイベント用品等の貸出し
	(2) 小学生における読書活動の推進	①絵本・児童書の充実(放課後児童クラブ) ②読み聞かせ活動の実施 ③絵本・児童書の充実(児童館) ④蔵書の充実 ⑤図書標準の達成 ⑥全校で取り組む読書活動の実施 ⑦「読書週間」や「子ども読書の日」等を通じての取組 ⑧図書委員会活動の充実 ⑨学校司書の配置 ⑩司書教諭による読書指導や学校図書館の機能を活用した授業の支援等の実施 ⑪子ども司書制度の実施 ⑫読書通帳の活用 ⑬小学生向け行事(読み聞かせ・おはなし会)の実施 ⑭小学生向けイベントの実施 ⑮移動図書館の運営
	(3) 中学生・高校生における読書活動の推進	①蔵書の充実 ②図書標準の達成 ③全校で取り組む読書活動の実施 ④「読書週間」や「子ども読書の日」等を通じての取組 ⑤図書委員会活動の充実 ⑥学校司書の配置

		⑦司書教諭による読書指導や学校図書館の機能を活用した授業の支援等の実施
		⑧中高生向け(YA(ヤングアダルト))資料の充実
		⑨子ども司書制度の実施
2. すべての子どもの読書活動を支える環境の整備	(1) 図書館や学校が取り組む基盤づくり	①GIGAスクール構想によるICTの活用
		②学校司書の配置
		③資料の充実と提供
		④電子図書館サービスの導入
		⑤図書館司書の専門性を活かしたサービスの提供
		⑥本を活用した質の高い教育
		⑦リサイクル市の開催
	(2) 家庭や地域と協力した基盤づくり	①外国人住民への読書活動啓発
		②学校支援ボランティア等の協力による学校図書館の環境整備
		③ボランティア活動支援センターの設置と運営
		④本を活用した質の高い教育
	(3) 特別な支援を必要とする子どもたちの読書活動への配慮	①外国人住民向けの出前行政講座
		②特別な支援を必要とする児童生徒の読書活動の充実
		③適応指導教室の読書活動の充実
		④バリアフリー資料の提供
⑤多言語資料の有効利用		
3. 子どもたちが自主的に読書活動に取り組むような啓発や情報の発信	(1) 子ども読書活動の重要性の啓発	①外国人住民への読書活動啓発
		②新生児の家庭への啓発
		③幼児、児童、生徒の保護者への啓発
		④家庭教育学級事業を通じた啓発
	(2) 知識取得や情報共有の場としての図書館サービスの周知	①図書館ホームページの充実・SNSの活用
		②電子図書館サービスの導入
		③読書通帳の活用
		④子ども司書制度
		⑤乳幼児向け行事(各種イベント)の実施
		⑥小学生向けイベントの実施

第3章 基本方針に基づく具体的な取組

本計画策定において、「第三次計画の取組状況」、「保護者や児童生徒を対象とした読書についてのアンケート結果」などを議題にして検討してきました。

子どもの成長過程における早い段階から、「読み聞かせ」を始めることは、大人にも子どもにも大変良いことであり、できる限り中学生になる頃まで、子ども自身がおもしろい・楽しいと思うことができる本に出会える機会を多くつくることが大切である、という考え方を基にして共通理解を図りました。

その他にも、「小・中学校における学校図書館の利用状況」、「朝読書の実施状況」について情報交換し、「学校図書館と公共図書館の連携」、「学校への団体貸出」など、各実施状況について共有してきました。さらに検討を進めていく中で、「読書で得られる楽しさ」を伝えることが大切な視点であること、子どもたちは自分の興味のあることには、飽くなき探究心があるので、その原動力が本と結びつくよう、読書環境を整備することが大事であるとの意見をいただきました。

また、今後の図書館運営については、次のことを視野に入れた取組も必要であると提言もいただきました。

- デジタル化の進展を見据えた電子図書館の利活用
- 母国語が日本語以外の市民に対応した資料の充実
- 中高生世代が魅力を感じる蔵書構成と居場所づくり

これらの取組と、法律に基づき、国や県の計画を踏まえつつ、「3つの基本方針」に基づき、個別の事業を展開していきます。

1. 発達段階に応じた効果的な取組



(1) 乳幼児における読書活動の推進

乳幼児期には、親や周囲の大人が話しかける様々な言葉や表情が、子どもの心や脳に響くことで、発達に良い影響を与えることが期待されます。また、身体の成長とともに活動的になり、あそびなどの体験が増えていくことで感性が豊かになります。

絵本による読み聞かせは、子どもが本を楽しむことを知る、とても大切なスタートラインとなるものです。親子でのコミュニケーションを楽しみながら、あそびの要素を取り入れた「読み聞かせ」が広く定着するよう、次の事業に取り組んでいきます。

取組	①絵本・児童書の充実	継続
目的	多種の絵本を用意することで、子どもの興味関心にそった絵本を提供します。	こども政策課 こども園等
内容	園に図書コーナーを設置し、気軽に本を手にするができる環境を整備します。	

取組	②指導計画に基づいた読書活動の推進	継続
目的	絵本に親しむことで心の安定や豊かな想像力を育みます。	こども政策課 こども園等
内容	子どもの心の安定をはかり、興味関心の幅を広げられるよう計画的に実施していきます。	

取組	③保育時間での読み聞かせの実施	継続
目的	読み聞かせをすることで、好奇心を満たしたり、知識を得たりしながら、様々な絵本に関心がもてる機会とします。	こども政策課 こども園等
内容	保育者や保護者による読み聞かせを行い、重要性を啓発したり絵本に親しみやすい環境を設定したりします。	

取組	④乳幼児向け行事（読み聞かせ・おはなし会）の実施	継続
目的	絵本への興味を引き出すために読み聞かせの場を提供すると共に、保護者に家庭での読み聞かせの動機づけを行います。	子育て応援課 児童館
内容	児童館において職員やボランティアなどによる「読み聞かせ」や「おはなし会」などを実施します。	

取組	⑤絵本・児童書の充実	新規
目的	絵本と触れ合える場を提供し、絵本への愛着や物語等に親しむ機会をつくれます。	子育て応援課 児童館
内容	児童館に図書コーナーを設置し、気軽に本を手にするができる環境を整備します。	

取組	⑥乳幼児向け行事（読み聞かせ・おはなし会）の実施	継続
目的	遊びの要素を入れた読み聞かせの実践と絵本の紹介を行うとともに、家庭での読み聞かせの大切さを伝えます。	図書館
内容	乳幼児の親子を対象に、両館で「0・1・2おはなし会」「すいようおはなし会」「日曜おはなし会」を開催します。	

取組	⑦乳幼児向け行事（各種イベント）の実施	継続
目的	図書館利用、読書活動を推進します。	図書館
内容	おはなしステーションや季節の行事（ハロウィン・クリスマス）にちなんだイベントを実施します。	

取組	⑧出張おはなし会（出前行政講座）の実施	継続
目的	各施設での取組に図書館職員が協力することで、子どもの絵本の読み聞かせ活動を推進します。	図書館 こども園等 児童館
内容	児童館、園での乳幼児対象の読み聞かせイベントで、図書館職員による読み聞かせを実施します。	

取組	⑨教材やイベント用品等の貸出し	新規
目的	本や紙芝居以外の用品を貸し出すことによって、おはなしの世界に触れ合えるよう図書館から園や児童館に提案します。	図書館 こども園等 児童館
内容	エプロンシアターやパネルシアター等、提供可能なリストを作成し、各園や児童館に貸し出します。	

(2) 小学生における読書活動の推進

小学生は、学年が上がるにつれて、読書に対して感覚的な反応から論理的に物事を把握しようとする反応へと変化していきます。自分一人で作品を選んで読むことができるようになるまで、良い作品との出会いを周囲の大人からの「読み聞かせ」により積み重ねることで、耳から聞く楽しさ、作品の味わいの良さを感じることができるようになります。

低学年は、情操環境を育てながら、親との関係や友達とのコミュニケーションを図り、聞くこと、見ることの楽しさを感じるようになります。

中学年になると、自分の力で考える能力や、周囲とのコミュニケーションから社会性が身につくため、本の世界を「理解」し、自分なりのイメージや想像力が膨らむので、作品を通した様々な疑似体験を楽しめるようになります。また、友達や家族と本を話題にした会話を楽しむことができるようになり、読書の幅も広がります。

高学年になると知識が更に深まり、客観的な認識力が高まります。低学年では作品の理解が難しかった物語の本を読むことや、新聞や雑誌など多様なメディアから自分の興味を持ったことを調べたり、知ることを楽しむことを実感できるようになります。また、自分で作品を選ぶ楽しみや、作品に共感することを覚えて、毎日の生活を実り多きものにする感受性豊かな心の成長につながります。

取組	①絵本・児童書の充実	継続
目的	多くの本に触れ、読書することで、集中力や表現力がつき創造性を豊かにします。	こども政策課 (放課後児童クラブ)
内容	放課後児童クラブに図書コーナーを設置し、気軽に本を手にするができる環境を整備します。	

取組	②読み聞かせ活動の実施	継続
目的	本への興味関心がもてる機会とし、意欲、好奇心を育みます。	こども政策課 (放課後児童クラブ)
内容	放課後児童クラブにおいて、指導員やボランティアが児童に対して読み聞かせを実施します。	

取組	③絵本・児童書の充実	新規
目的	本への関心や親しみが持てるような機会をつくり、自主的な読書活動ができるよう環境を整えます。	子育て応援課 児童館
内容	児童館に図書コーナーを設置し、気軽に本を手にするができる環境を整備します。	

取組	④蔵書の充実	継続
目的	学校内の読書環境を充実させます。	学校教育課 小学校
内容	学校に設置されている「学校図書館」の資料を購入するほか、教室に「学級文庫」を設置するなど、資料の充実を図ります。	

取組	⑤図書標準の達成	拡充
目的	学校内の読書環境を充実させます。	学校教育課 小学校
内容	学校図書標準を達成するように資料の充実を図ります。	

取組	⑥全校で取り組む読書活動の実施	継続
目的	児童の読書機会を増やします。	学校教育課 小学校
内容	朝読書や読み聞かせなど全校での読書活動を実施します。	

取組	⑦「読書週間」や「子ども読書の日」等を通じた取り組み	継続
目的	「読書週間」や「子ども読書の日」等の認知度を高めるとともに、児童の読書機会を増やします。	学校教育課 小学校
内容	読書週間や子ども読書の日等を中心に、読書活動を実施します。	

取組	⑧図書委員会活動の充実	継続
目的	図書委員会を設置し、児童たち自身が校内で読書を推進できるようにします。	学校教育課 小学校
内容	各学校で図書委員会による読書推進活動を行います。	

取組	⑨学校司書の配置	継続
目的	児童の本などへの関心を高め、学校図書館への理解を深めます。	学校教育課 図書館
内容	各校に学校司書を配置します。	

取組	⑩司書教諭による読書指導や学校図書館の機能を活用した授業の支援等の実施	新規
目的	児童の本などへの関心を高めたり、学校図書館への理解を深めます。	学校教育課 小学校
内容	12学級以上の司書教諭発令校において、司書教諭による読書指導などを実施します。	

取組	⑪子ども司書制度の実施	拡充
目的	本の知識や図書館の活動への継続的な参加を促し、読書意欲を高めます。	図書館
内容	子ども司書の認定を通して図書館の仕事を理解し、読み聞かせ等の読書に関連する知識等を学ぶ機会を設けます。また、子ども司書の活動では、子ども司書自身の読書体験を発信する機会もつくります。	

取組	⑫読書通帳の活用	継続
目的	読書通帳を配ることで、子どもたちにもっと本を読んでもらうきっかけを作ります。	図書館
内容	小学生に配付。自分が読んだ本のタイトル等を記録し貯めていくことで、子どもたちに読書習慣を身につけてもらいます。	

取組	⑬小学生向け行事（読み聞かせ・おはなし会）の実施	継続
目的	遊びの要素を入れた読み聞かせの実践と絵本の紹介を行うとともに、家庭での読み聞かせの大切さを伝えます。	図書館
内容	小学生を対象に、両館で「すいようおはなし会」「日曜おはなし会」を開催します。	

取組	⑭小学生向けイベントの実施	継続
目的	イベント開催により来館機会を作ることで、図書館利用を促します。	図書館
内容	小学生を対象に、こども図書館、おはなしステーション、夏休みお楽しみ教室を開催します。	

取組	⑮移動図書館の運営	継続
目的	小学校における読書機会の充実を図ります。	図書館
内容	図書館の蔵書を搭載した移動巡回車で各小学校へ訪問し、昼休みの時間を利用して児童に資料の貸出を行います。	

(3) 中学生・高校生における読書活動の推進

中学生・高校生は、身体の成長や変化が大きく表れ、心の成長も飛躍的に進みます。

自分と向き合う様々な作品を通じて、人生や自己実現について深く考え、大人の感覚を身につけていきます。周囲からの影響を大きく受けるこの年代は、メディアの情報やトレンドなど色々なことに興味を示すため、膨大な情報量に混乱することなく、選択や判断を見誤らない正しい知識を身につけることが必要です。

中学生・高校生に向け、読書機会の大切さを伝えるとともに、「職場体験」や「子ども司書」等のキャリア体験型イベントを用意し、豊かな感性と社会性を育む活動にも取り組んでいきます。

取組	①蔵書の充実	継続
目的	学校・学級内における読書環境の充実を図ります。	学校教育課 中学校
内容	中学校に設置されている「学校図書館」の資料を購入するとともに、教室に「学級文庫」を設置するなど、資料の充実を図ります。	

取組	②図書標準の達成	拡充
目的	学校内における読書環境の充実を図ります。	学校教育課 中学校
内容	学校図書標準を達成するように資料の充実を図ります。	

取組	③全校で取り組む読書活動の実施	継続
目的	生徒の読書機会を増やします。	学校教育課 中学校
内容	朝読書や読み聞かせなど全校での読書活動を実施します。	

取組	④「読書週間」や「子ども読書の日」等を通じたの取り組み	継続
目的	「読書週間」や「子ども読書の日」等の認知度を高めるとともに、生徒の読書機会を増やします。	学校教育課 中学校
内容	読書週間や子ども読書の日等を中心に、読書活動を実施します。	

取組	⑤図書委員会活動の充実	継続
目的	図書委員会を設置し、生徒たち自身が校内で読書を推進できるようにします。	学校教育課 中学校
内容	各中学校で図書委員会による読書推進活動を行います。	

取組	⑥学校司書の配置	継続
目的	生徒の本などへの関心を高め、学校図書館への理解を深めます。	学校教育課 図書館
内容	各校に学校司書を配置します。	

取組	⑦司書教諭による読書指導や学校図書館の機能を活用した授業の支援等の実施	新規
目的	生徒の本などへの関心を高め、学校図書館への理解を深めます。	学校教育課 中学校
内容	12学級以上の司書教諭発令校において、司書教諭による読書指導などを実施します。	

取組	⑧中高生向け（YA（ヤングアダルト））資料の充実	拡充
目的	図書館の中高生向けコーナーを魅力あるものにします。	図書館
内容	図書館の中高生向けコーナーや雑誌コーナーにおいて、中高生向けおすすめ本・テーマ本の展示を充実させます。	

取組	⑨子ども司書制度の実施（再掲）	拡充
目的	本の知識や図書館の活動への継続的な参加を促し、読書意欲を高めます。	図書館
内容	子ども司書の認定を通して図書館の仕事を理解し、読み聞かせ等の読書に関連する知識等を学ぶ機会を設けます。また、子ども司書の活動では、子ども司書自身の読書体験を発信する機会もつくります。	

2. すべての子どもの読書活動を支える環境の整備



(1) 図書館や学校が取り組む基盤づくり

現代社会は情報化社会と呼ばれ、大量の情報が氾濫している状況にあります。このような時代を生き抜くためには、正確な情報入手のための知識の習得が必要です。子どもが読書活動を通じて知識を身に着けるための基盤づくりを、図書館や学校において取り組みます。

取組	①G I G Aスクール構想によるICTの活用	拡充
目的	ICTを活用することで、児童生徒が読書をする機会を増やします。	学校教育課
内容	一人一台端末やその他のICTを活用し、タブレット端末を活用した多様な学びを研究します。	

取組	②学校司書の配置(再掲)	継続
目的	児童・生徒の本などへの関心を高め、学校図書館への理解を深めます。	学校教育課 図書館
内容	各学校に学校司書を配置します。	

取組	③資料の充実と提供	継続
目的	子どもの関心が高い資料、興味のある資料など、子どもの心に残るような本を選定し、提供します。	図書館
内容	出版社の目録等を参考にしつつ、新しい情報を取り入れた選書を行い、発達段階に応じた図書の実を図ります。	

取組	④電子図書館サービスの導入	新規
目的	スマートフォンなど青少年が普段から手に取り使用する身近なツールを介して、読書への興味関心を高めます。	図書館
内容	読書の機会を提供できるよう、電子図書館の導入に取り組みます。	

取組	⑤図書館司書の専門性を活かしたサービスの提供	継続
目的	子どもの読書活動に必要な専門的知識、技術を持った職員を置き、利用者の満足度が高まるようなサービスを提供します。	図書館
内容	子どもの読書活動に関する最新の知識・技術を習得するため、定期的に県が主催する研修等に参加します。また、利用者からの図書についての相談への助言、ボランティア活動の支援等に取り組みます。	

取組	⑥本を活用した質の高い教育	拡充
目的	読書活動の推進においてもSDGsの理念に基づきながら取組を充実させるとともに、本計画の推進がSDGsの達成に寄与することを目指します。	図書館
内容	SDGsの持続可能な社会への意識を深めていく視点から、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に関連した本を選定し、提供することで、質の高い教育につなげます。	

取組	⑦リサイクル市の開催	拡充
目的	環境資源の大切さを鑑み、不要となった図書館資料の再利用に取り組みます。	図書館
内容	「リサイクル市」を開催し、利用者に絵本等の図書館資料を無償で提供します。	

(2) 家庭や地域と協力した基盤づくり

教育では、幼児施設、学校のみならず、家庭はもとより、地域で支え育てる基盤が重要です。協力者として、学校支援ボランティアなど地域の力を活かすとともに、人種や言語に関係なく様々な人たちと協力しながら、子どもたちに良い刺激を与えられるよう、次の事業に取り組んでいきます。

取組	①外国人住民への読書活動啓発	新規
目的	母国語が日本語以外の住民に対して、図書館利用を促すとともに、家庭での読書環境の大切さを伝えます。	地域支援課
内容	外国人住民向けの広報紙またはfacebookに図書館の利用方法や外国語の本の紹介について掲載するとともに、親子が一緒に本を読むことの大切さを伝えます。	

取組	②学校支援ボランティア等の協力による学校図書館の環境整備	継続
目的	図書委員会の児童のみでは技術的・時間的に困難な活動にボランティア活動をもとに、利用しやすい環境作りに取り組みます。	学校教育課
内容	配本や整理など、学校図書館の環境整備のほか、設備の開放、見守りを行い、子どもたちが安全安心に学校図書館を利用できるよう環境を整えます。	

取組	③ボランティア活動支援センターの設置と運営	継続
目的	児童生徒にボランティア活動や社会参加活動への参加を促すなかで、広く社会で活動することを通して社会性や思いやりの心を育て、健やかな青少年の育成を支援します。	社会教育課 図書館
内容	図書館、関連施設での活動を通して、子どもが本を大切にする気持ちや、新たな分野の本を知るきっかけづくりを創出します。	

取組	④本を活用した質の高い教育（再掲）	拡充
目的	読書活動の推進においてもSDGsの理念に基づきながら取組を充実させるとともに、本計画の推進がSDGsの達成に寄与することを目指します。	図書館
内容	SDGsの持続可能な社会への意識を深めていく視点から、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に関連した本を選定し、提供することで、質の高い教育につなげます。	

(3) 特別な支援を必要とする子どもたちの読書活動への配慮

読書を励行していくうえでは、様々な障がいに対する配慮が必要とされます。

障がいのある子どもたちには、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障がい、情緒障がい、ASD（自閉スペクトラム症）、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）のほか、学習面又は行動面において困難のある子どもでも発達障がいの可能性のある人も含まれています。

視覚障がい者には、資料の充実に向けて、さわる絵本、布絵本、LLブック、大活字本、点字図書、デイジー図書を提供していきます。

また、母国語が日本語以外の世帯や子どもたちに対する支援が必要とされています。日本語や日本文化の理解に加えて、異文化理解や多文化共生の考え方が根付くような取組を含めて、特別な支援を必要とする子どもや保護者に利用しやすい図書館であるよう、次の事業に取り組んでいきます。

取組	①外国人住民向けの出前行政講座	新規
目的	母国語が日本語以外の住民に対して、読書機会をつくります。	地域支援課
内容	外国人住民向けの出前行政講座のメニューに「図書館出張おはなし会」を掲載し、外国人学校等へ出前行政講座を活用するよう周知します。	

取組	②特別な支援を必要とする児童生徒の読書活動の充実	継続
目的	子どもの実態に応じた読書活動を推進します。	学校教育課 小学校 中学校
内容	一人一人の子どもの実態に合った量・内容・言語の本を用意し、子どもが進んで読書を楽しめるようにします。	

取組	③適応指導教室の読書活動の充実	拡充
目的	適応指導教室に来る子どもの読書への関心を高めます。	学校教育課
内容	子どもの実態に合わせて、隣接する小笠図書館を活用し、読書をする機会を増やします。	

取組	④バリアフリー資料の提供	継続
目的	障がいに応じたサービスを展開します。	図書館
内容	障がい者に配慮した資料（LLブック、大活字本、点字図書）を提供します。	

取組	⑤多言語資料の有効利用	拡充
目的	母国語が日本語以外の世帯や住民に対して、図書館の利用を促すとともに、読書機会を増やします。	図書館
内容	7か月児相談において、母国語が日本語以外の方にも「赤ちゃんといっしょに はじめまして絵本」の多言語版（英語、ポルトガル語、タガログ語）を配布し、絵本の読み方をアドバイスします。また、外国人市民が子供の本のニーズを満たす上で、図書館を一層利用しやすくなるよう、外国語対応の図書館利用案内を合わせて配布します。	

3. 子どもたちが自主的に読書活動に取り組むような啓発や情報の発信



(1) 子ども読書活動の重要性の啓発

菊川市の年代別の取組や環境づくりを進めていくためには「読書環境の大切さ」「読書の意義」について、市民の理解を深めることが重要です。関係機関と連携し、家庭における積極的な読書活動を促していきます。

取組	①外国人住民への読書活動啓発(再掲)	新規
目的	母国語が日本語以外の住民に対して、図書館利用を促すとともに、家庭での読書環境の充実の大切さを伝えます。	地域支援課
内容	外国人住民向けの広報紙またはfacebookに図書館の利用方法や外国語の本の紹介について掲載するとともに、親子が一緒に本を読むことの大切さを伝えます。	

取組	②新生児の家庭への啓発	継続
目的	身近な言葉を習得し、創造性、想像力が大きく発達する乳幼児期に、各家庭において親子で一緒に絵本を楽しむ時間を日常的に作ることの重要性を啓発します。	子育て応援課
内容	新生児の家庭に保健師が訪問した際に、家庭における読書の大切さを伝えるパンフレットを配布します。また、お名前入り絵本「きくすくブック」をプレゼントし、絵本にふれあう機会をつくります。	

取組	③幼児、児童、生徒の保護者への啓発	継続
目的	保護者も読書に対する関心を深めてもらうことで、積極的な読み聞かせや読書の時間をつくることを促します。	こども園等 小学校 中学校
内容	学級だよりや保護者会を通じ、家庭での読書環境の大切さを伝えます。	

取組	④家庭教育学級事業を通じた啓発	継続
目的	子どもが読書習慣を身に付けるためには、生活基盤である家庭での習慣が教育において大きな役割を担うことを周知します。	社会教育課
内容	園、小学校、中学校に置かれた家庭教育学級において、啓発物の配布や講師による講話の開催等を家庭教育学級活動に組み込むよう啓発します。	

(2) 知識取得や情報共有の場としての図書館サービスの周知

スマートフォンなどの普及により、欲しい情報がいつでもどこにいても取得できるようになり、また、図書館などの利用者はイベント情報や開館日などは、事前にSNS等を通じて情報を確認するようになってきました。

図書館が読書の楽しさに触れ、読書が学びにつながる施設であることから、子どもや保護者が図書館に関心を持ち、利用を促すよう情報発信を行います。

取組	①図書館ホームページの充実・SNSの活用	継続
目的	図書館のリアルタイムな情報を魅力的に伝えます。	図書館
内容	ホームページやSNSを活用し、常にリアルタイムな情報を更新し、見やすいページで、知りたい情報や工夫を凝らした様々な情報を発信します。	

取組	②電子図書館サービスの導入（再掲）	新規
目的	スマートフォンなど青少年が普段から手に取り使用する身近なツールを介して、読書への興味関心を高めます。	図書館
内容	読書の機会を提供できるよう、電子図書館の導入に取り組みます。	

取組	③読書通帳の活用（再掲）	継続
目的	読書通帳を配ることで、子どもたちにもっと本を読んでもらうきっかけを作ります。	図書館
内容	小学生に配付。自分が読んだ本のタイトル等を記録し貯めていくことで、子どもたちに読書習慣を身につけてもらいます。	

取組	④子ども司書制度の実施（再掲）	拡充
目的	本の知識や図書館の活動への継続的な参加を促し、読書意欲を高めます。	図書館
内容	子ども司書の認定を通して図書館の仕事を理解し、読み聞かせ等の読書に関連する知識等を学ぶ機会を設けます。また、子ども司書の活動では、子ども司書自身の読書体験を発信する機会もつくります。	

取組	⑤乳幼児向け行事（各種イベント）の実施（再掲）	継続
目的	図書館利用、読書活動を推進します。	図書館
内容	おはなしステーションや季節の行事（ハロウィン・クリスマス）にちなんだイベントを実施します。	

取組	⑥小学生向けイベントの実施（再掲）	継続
目的	イベント開催により来館機会を作ることで、図書館利用を促します	図書館
内容	小学生を対象に、こども図書館、おはなしステーション、夏休みお楽しみ教室を開催します。	

第4章 評価指標・進捗管理

1. 努力目標（数値目標）

計画した施策を着実に推進していくため、定期的に評価を実施し、進捗する必要があります。そこで、下表に示す内容を本計画の評価指標として評価を行います。

(1) 静岡県の努力目標（数値目標）を基準として設定した項目

基本施策	市の現状値 R3年度	県の目標値 R7年度	市の目標値 R9年度
1か月の読書冊数	小 12.6冊	小 7冊	小 13冊以上
	中 2.8冊	中 4冊	中 5冊以上
	高 1.2冊	高 2冊	高 3冊以上
朝読書、読み聞かせ等全校で取り組む読書活動を実施している学校の割合	小 77.8%	小 100%	小 100%
	中 100%	中 100%	中 100%
※図書標準を達成している学校の割合	小 66.7%	小 90%	小 100%
	中 33.3%	中 80%	中 100%
司書教諭が読書指導や学校図書館の機能を活用した授業の支援等を行う時間を位置付け、実施している学校の割合（12学級以上の司書教諭発令校を対象とする）	—	小 100%	小 100%
	—	中 100%	中 100%
学校司書を配置している学校の割合	小 100%	小 90%	小 100%
	中 100%	中 90%	中 100%
「子ども読書の日」（4月23日）、「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）、「読書週間」（10月27日～11月9日）のいずれかに読書啓発（図書館利用指導を含む）に取り組んだ学校、公立図書館の割合	小 100%	小 100%	小 100%
	中 100%	中 100%	中 100%
子ども読書アドバイザーとして活動する人の数	市 1人	県全体250人	市 2人
図書館の児童図書の年間貸出冊数（12歳以下の子ども1人あたり）	34.1冊	24冊	35冊以上

※学級数に応じて定められている学校図書館に整備すべき蔵書の冊数。

(2) 市独自の項目

毎年度の読書調査、令和3年度に実施した計画策定のためのアンケート結果から、「本を読むことが好き」と答える割合は小学生・中学生は県平均と比べ高い回答傾向となっています。反面、高校生の回答は少しではありますが県平均を上回っています。

また、1か月に本をまったく読まない子ども（不読者）の割合は、特に中学生において顕著となっていますが、県平均と比べ本を読まない子どもが少ない傾向にあります。

第四次計画では、保護者や家庭に対する子ども読書活動の意義や大切さの普及・啓発に取り組むことで、「本を読むことが好きと答える子どもが多い」「本をまったく読まない子どもが少ない」状況が、読書活動の充実に充用であると考えます。

基本施策	市の現状値 R4年度調査	県の参考指標 R2年度	市の目標値 R9年度
本を読むことが好きだと答える児童・生徒の割合	小学生 74.5%	小学生 67.2%	小学生 74.5%
	中学生 81.0%	中学生 69.4%	中学生 81.0%
	高校生 61.8%	高校生 61.5%	高校生 61.8%
不読者の割合 (R3年度読書冊数調査)	小学生 12.4%	小学生 17.1%	小学生 県平均以下
	中学生 12.4%	中学生 34.0%	中学生 県平均以下
	高校生 41.0%	高校生 48.5%	高校生 県平均以下

2. 進捗管理

本計画の総合的かつ効果的な推進のために、「菊川市子ども読書活動推進協議会」において進捗の管理に努めます。

協議会では、静岡県の実績目標を基準として設定した項目、市独自の努力目標として設定した項目に対し、毎年度児童生徒を対象としたアンケートや関係各課の進捗状況を確認し、評価を行います。

《参考資料》

《参考資料》

資料1 第三次計画の取組と成果

1. 第三次計画の取組

菊川市は、第三次の目標に紐づく施策を展開し、乳幼児期・小学生・YA世代（中学生・高校生）の読書環境の充実を図る取組を実施しました。また、子どもの読書習慣の確立に大きな影響をもつ家庭の読書活動を支援すること、学年が上がるにつれて読書活動が減少する中学生・高校生の読書活動の支援を行うことに重点を置き、59の計画事業を掲げ13の数値目標を定め各事業に取り組んできました（令和2年度に数値目標を一部修正）。この間、市立図書館をはじめ、関係各課、園、小学校、中学校等子どもに関わる様々な部署、地域で活躍するボランティア人材、家庭と連携し、子どもの読書活動を推進しました。

3. 第三次計画の成果

第三次計画の数値目標の実績値と、幼児から高校生までで読書活動状況の実態調査結果（令和3年度実施）を分析し、成果指標の検証を行うとともに、第四次に向けた課題を抽出しました。

(1) 静岡県の実績目標を基準として設定した項目

① 市立図書館の児童図書蔵書冊数

市計画現状値 H28年度	県計画目標 R3年度	市計画目標 R4年度	市実績 R3年度
12.7冊	14.4冊	14冊以上	14.8冊

図書館の児童書蔵書数は、第三次計画開始年度である平成28年度には12.7冊でしたが、県計画の目標値が14.4冊とされたこともあり、14冊以上を目標としました。

令和3年度実績は14.8冊と目標を達成しております。

② 市立図書館の児童図書の年間貸出冊数(12歳以下の子ども1人あたり)

市第三次計画現状値 H28年度	県計画目標 R3年度	市計画目標 R4年度	市実績 R3年度
31.3冊	24.0冊	33冊以上	34.1冊

第三次計画策定前の平成28年度末の実績が31.3冊であったことから、令和4年度の市目標（33冊以上）は、令和3年度の県目標（24.0冊）より約37%増の33冊を目標に設定しました。

市第三次計画現状値の平成30年度は35.7冊でした。令和2年度には新型コロナウイルス感染症感染拡大状況を鑑み、市立図書館を休館した期間がありました。また、令和3年度も新型コロナウイルス感染防止対策として、不要不急な外出自粛や図書館利用の短時間制限を呼びかけたことから、利用者が図書館で本を借りることが難しい時期がありました。

③ 全校一斉の読書活動を実施している学校の割合

【小学校】

市第三次計画現状値 H28年度	県計画目標 R3年度	市計画目標 R4年度	市実績 R3年度
100%	100%	100%	77.8%

【中学校】

市第三次計画現状値 H28年度	県計画目標 R3年度	市計画目標 R4年度	市実績 R3年度
100%	100%	100%	100%

第三次計画開始時において既に小中学校において朝読書を実施していたことから、市独自に目標項目を『すべて学校で全校一斉の読書活動を週3回以上実施するという』に設定していました。しかしながら、新学習指導要領の開始に伴い、朝読書に充てていた時間を他の活動に振り分けるようになり、従来どおり朝の活動時間を読書に充てることが難しくなったことから、令和3年度から指標を県の計画と同じ「全校一斉の読書活動を実施している学校の割合」に変更しました。

中学校では全校一斉の読書活動を全校で達成しましたが、小学校においては、新型コロナウイルス感染拡大する時期においては実施が難しかったとの意見がありました。

④ 図書標準を100%達成している学校の割合

【小学校】

市第三次計画現状値 H28年度	県計画目標 R3年度	市計画目標 R4年度	市実績 R3年度
66.7%	90.0%	100%	66.7%

【中学校】

市第三次計画現状値 H28年度	県計画目標 R3年度	市計画目標 R4年度	市実績 R3年度
33.3%	80.0%	100%	33.3%

児童生徒の豊かな読書経験の機会を充実していくためには、児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料を整備することが必要とされています。このことから、学校図書館図書標準の達成を目標に設定しました。各校においては多様な学習活動を展開するために必要な資料を計画的に整備されるよう取り組んでいます。が、情報が古くなった図書の廃棄等により、目標達成が難しいとの意見がありました。

⑤ 1か月の目標読書冊数(月平均)

【園児】

市第三次計画現状値 H28年度	県目標 R3年度	市目標 R4年度	市実績 R3年度
15.2冊	設定なし	17冊以上	12.1冊

【小学生】

市第三次計画現状値 H28年度	県目標 R3年度	市目標 R4年度	市実績 R3年度
8.9冊	7冊以上	12冊以上	12.6冊

【中学生】

市第三次計画現状値 H28年度	県目標 R3年度	市目標 R4年度	市実績 R3年度
2.9冊	4冊以上	4冊以上	2.8冊

【高校生】

市第三次計画現状値 H28年度	県目標 R3年度	市目標 R4年度	市実績 R3年度
2.5冊	2冊以上	3冊以上	1.2冊

小中学生の平均読書冊数を現状値の50%増として目標値を設定しました。また、市独自の目標項目として、園児の読書冊数を設定しました。

1か月の平均読書冊数については、従来から小学生に比べ中学生、高校生の読書冊数がかなり少なくなっています。これには、部活動や受験勉強で生徒が多忙になるなどの要因が考えられます。他にも、スマートフォンの普及やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の利用等により子どもの余暇時間の使い方が変化していることも読書冊数減少の要因のひとつとして考えられます。

⑥ 学校司書を配置する学校の割合

【小学校】

市第三次計画現状値 H28年度	県目標 R3年度	市目標 R4年度	市実績 R3年度
100%	90%	100%	100%

【中学校】

市第三次計画現状値 H28年度	県目標 R3年度	市目標 R4年度	市実績 R3年度
100%	90%	100%	100%

菊川市においては、図書館司書を市内全小中学校に月2回程度派遣し、子どもが学校図書館の本を借りる楽しみや、読書に興味をもつきっかけとなるよう、子どもの読書環境整備のための取組を実施しています。

⑦ 読書週間、「子ども読書の日」等に関連して、読書啓発に取り組んだ学校の割合

【小学校】

市第三次計画現状値 H28年度	県目標 R3年度	市目標 R4年度	市実績 R3年度
100%	100%	100%	55.6%

【中学校】

市第三次計画現状値 H28年度	県目標 R3年度	市目標 R4年度	市実績 R3年度
100%	100%	100%	33.3%

読書週間（毎年10月27日から11月9日）、子ども読書の日（毎年4月23日）にちなんで全小中学校で読書啓発に取り組むことを目標としました。平成31年度には市内小中学校12校中10校で読書啓発活動に取り組みました。

最近2年間については、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理として学校図書館の閉鎖や学級内の図書の貸出停止をしている学校もありました。また、感染拡大期と啓発期間が重なったことで、啓発活動の実施が難しかったとの意見もありました。

⑧ 静岡県子ども読書アドバイザー養成人数

市第三次計画現状値 H28年度	県目標 R3年度	市目標 R4年度	市実績 R3年度
1人	県全体で320人	2人	1人

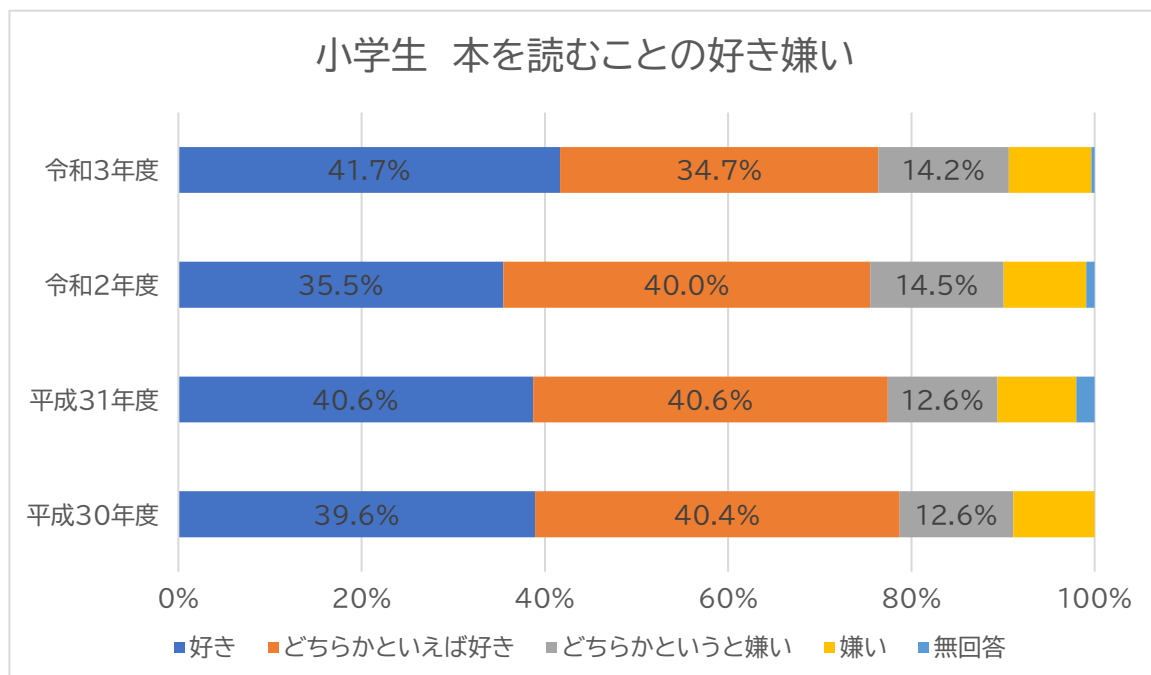
図書館で活動しているボランティアの中から、経験や技術に優れ、リーダーとしての資質を備えている方を「静岡県子ども読書アドバイザー」として養成を行っています

計画開始時には1名修了認定を受けており、図書館の講座やイベント、社会教育課の家庭教育学級等で絵本の選書や読み聞かせの演習に取り組んでいます。

⑨ 本を読むことが好きだと答える児童・生徒の割合

【小学生】

市第三次計画開始時 H30年度	県目標 R3年度	市目標 R4年度	市実績 R3年度
81.2%	80.0%	85.0%	74.5%

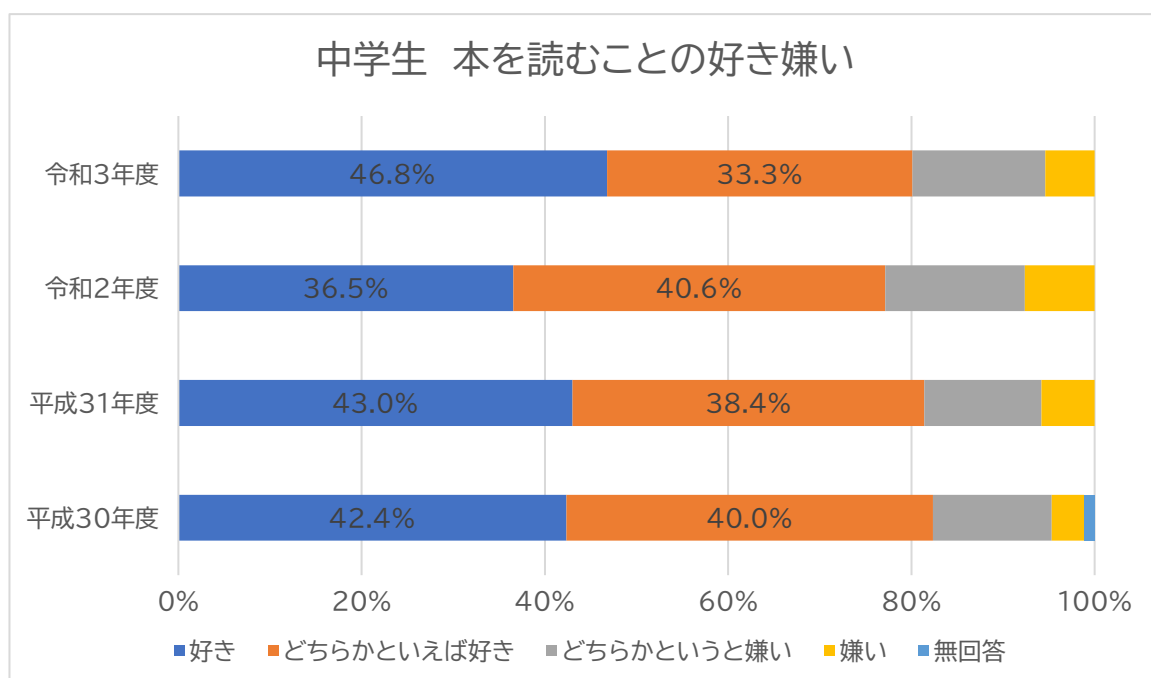


平成30年度と令和3年度を比較すると、本を読むことが「好き」と答えた小学生は2.1パーセント増加していますが、「どちらかといえば好き」と答えた小学生が5.7パーセント減少しており、計画開始時と直近の調査を比較すると、読書が好きの割合が減少傾向にあります。

また、「どちらかという嫌い」が増加しており、全体的に読書を好まない傾向が強くなっています。

【中学生】

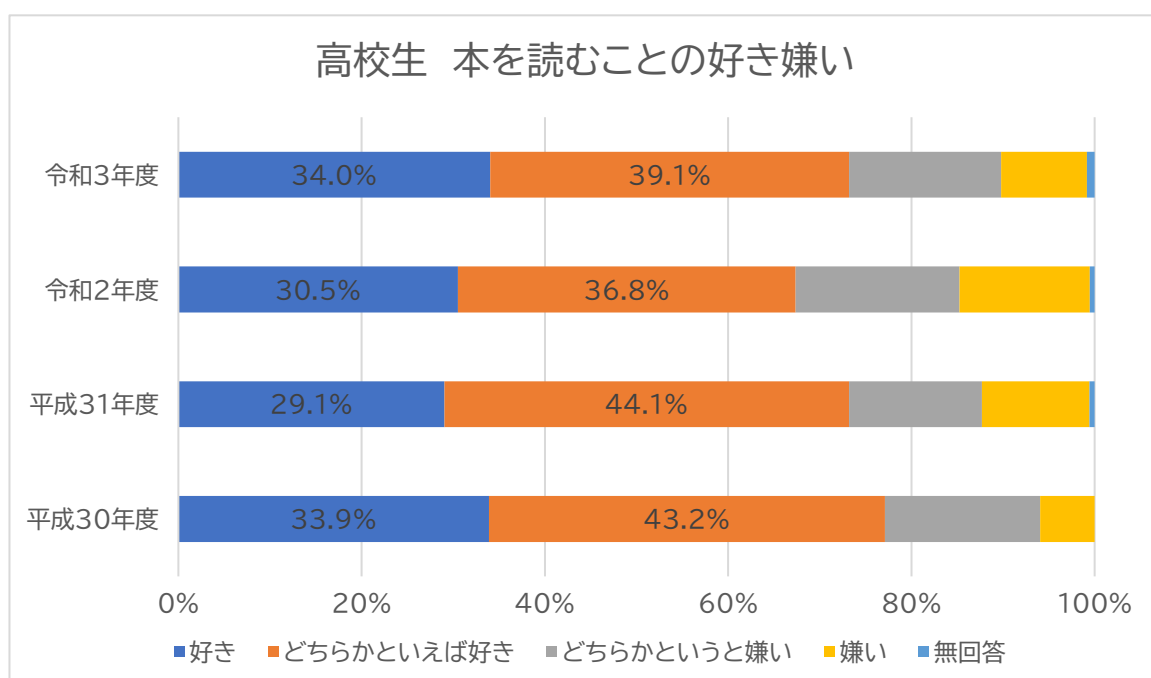
市第三次計画開始時 H30年度	県目標 R3年度	市目標 R4年度	市実績 R3年度
81.4%	80.0%	85.0%	79.4%



「本を読むことが好き」及び「本を読むことがどちらかという好き」の割合は、県目標を上回ったものの、市目標を達成できませんでした。

【高校生】

市第三次計画開始時 H30年度	県目標 R3年度	市目標 R4年度	市実績 R3年度
73.2%	80.0%	85.0%	61.8%



「本を読むことが好き」と答えた高校生は平成30年度と令和元年度は減少しましたが、令和3年度はやや回復しました。しかしながら、「本を読むことがどちらかといえば嫌い」

「本を読むことが嫌い」と回答する高校生の数は計画開始時に比べ増加しました。

(2) 市独自に設定した項目

① 学校図書館ボランティアが活動している学校の割合

項目	市第三次計画現状値 H28年度	市目標 R4年度	市実績 R3年度
小学校	100%	100%	66.7%
中学校	100%	100%	33.3%

計画開始時（平成28年度）は、全小中学校で本棚への配架や室内の飾りつけに小中学校の保護者や地域の方々をボランティアとして活用していました。しかし、新型コロナウイルス感染症に対策として、学校図書館ボランティアの活用を見合わせた学校があります。

② 放課後児童クラブで読み聞かせなどを実施しているクラブの割合

市第三次計画現状値 H28年度	市目標 R4年度	市実績 R3年度
100%	100%	100%

全ての放課後児童クラブにおいて、職員やボランティアによる読み聞かせや紙芝居の上演に取り組んでいます。

③ 市立図書館の子どもに関わる団体を対象とした「団体貸出」の年間貸出冊数

市第三次計画現状値 H28年度	市目標 R4年度	市実績 R3年度
11,577冊	11,000冊以上	7,752冊

計画時（平成28年度）においては目標値である11,000冊以上の実績がありました。しかし、新型コロナウイルス感染症に対する衛生管理として本の消毒を要したこともあり、園や放課後児童クラブでの団体貸出実績数は減少しています。

(3) 読書についてのアンケート集計結果（抜粋）

本計画を策定するにあたり、「子どもの読書に関するアンケート」を令和3年度に実施し、市民の読書活動の実態の把握や、図書館の利用状況等を把握し、計画策定と図書館運営等の基礎資料としています。

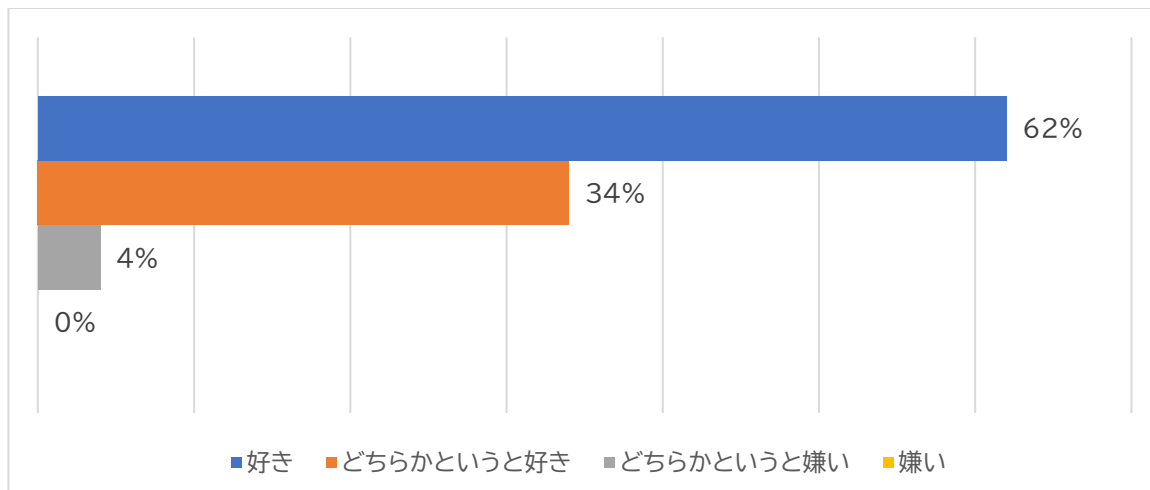
3歳児と小学2年生は対象児の保護者から、小学5年生と中学2年生と高校2年生は対象者本人に回答いただきました。

① 調査概要

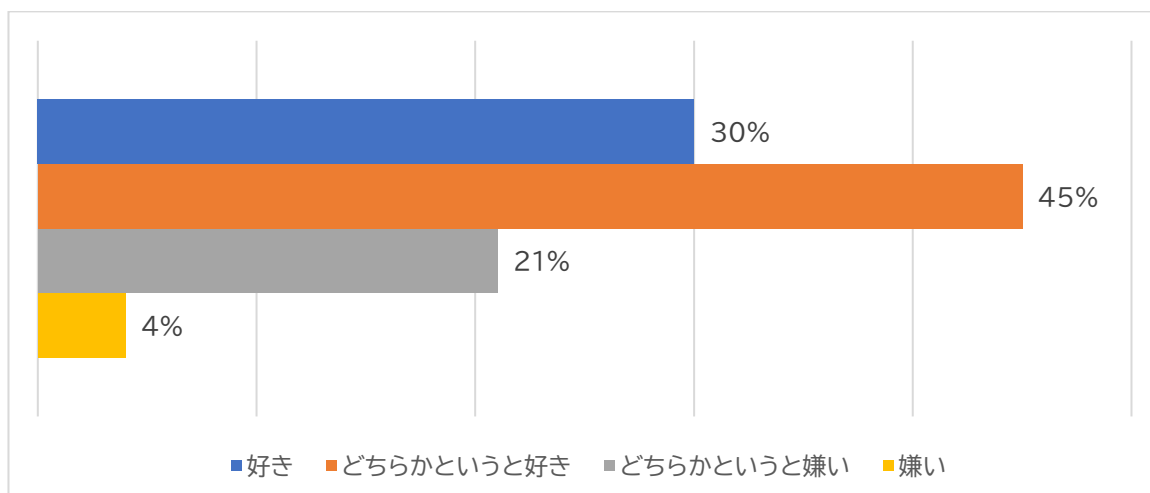
項目	3歳児	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校2年生
回答数	334人	174人	205人	400人	505人

備考：3歳児、小学2年生は保護者を対象に調査（令和3年度実施）

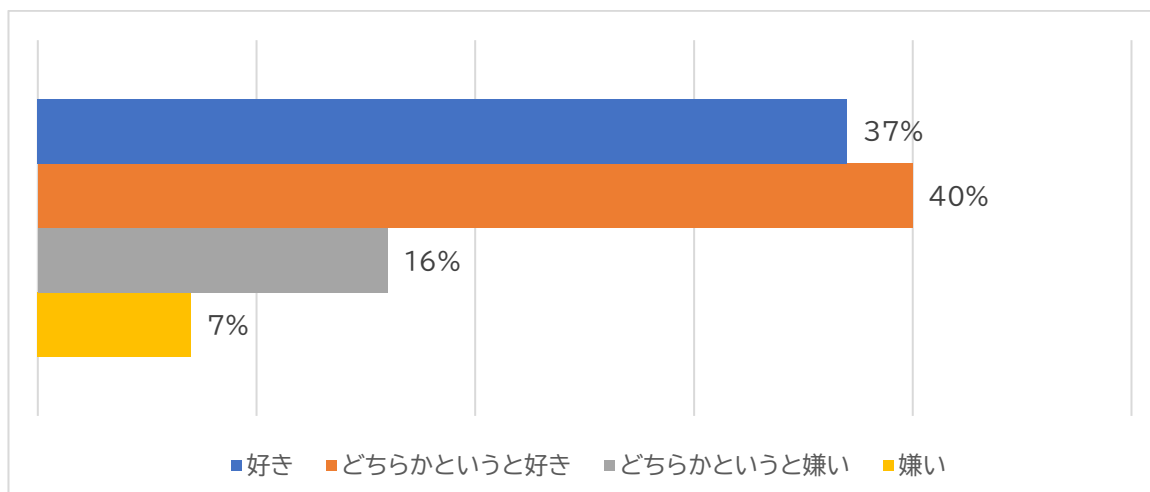
② お子さんは本を好きだと思いますか(3歳児)



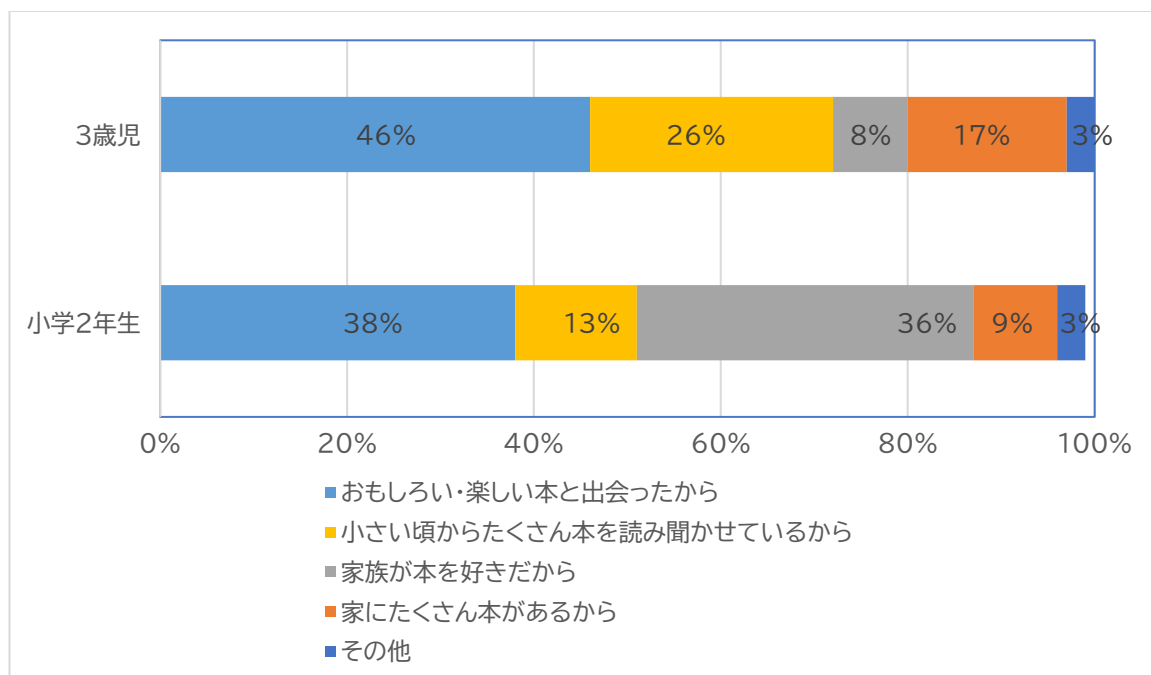
③ お子さんは本を好きだと思いますか(小学校2年生)



④ あなたは本を読むことが好きですか(小学校5年生)

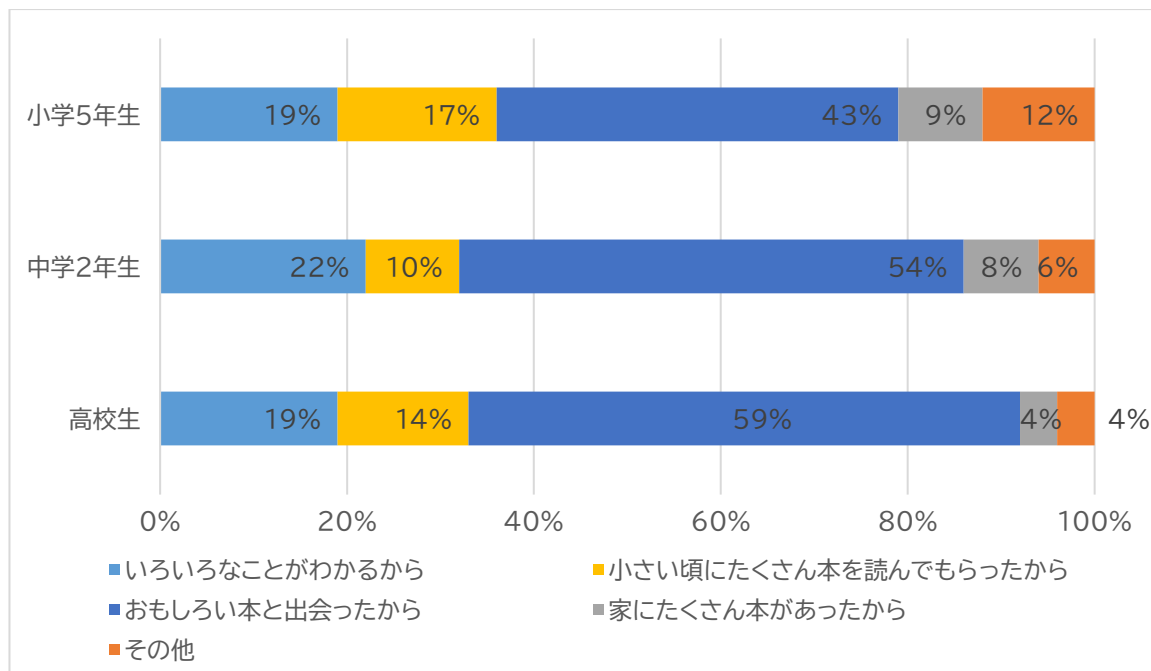


⑤ 本を読むことを好きな理由(3歳児、小学2年生)



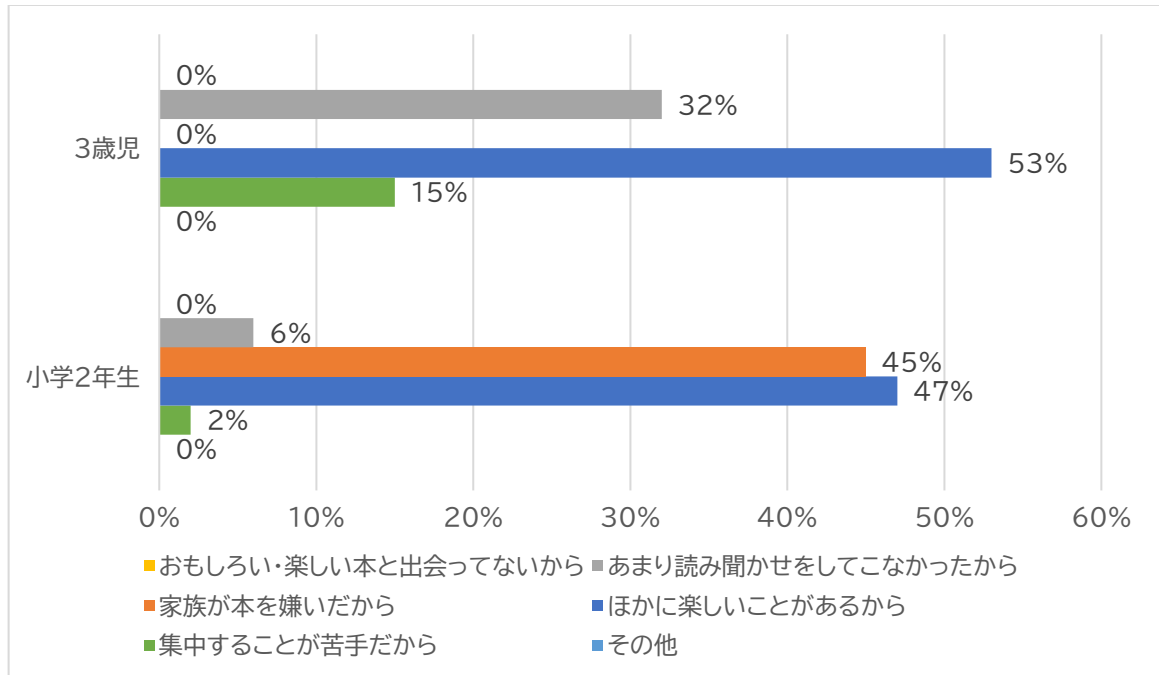
お子さんが本を読むことを好きな理由」について、「小さい頃からたくさん本を読み聞かせているから」と答えた方は、3歳児の保護者が26%、小学2年生の保護者が13%でした。

⑥ 本を読むことを好きな理由(小学校5年生、中学2年生、高校2年生)



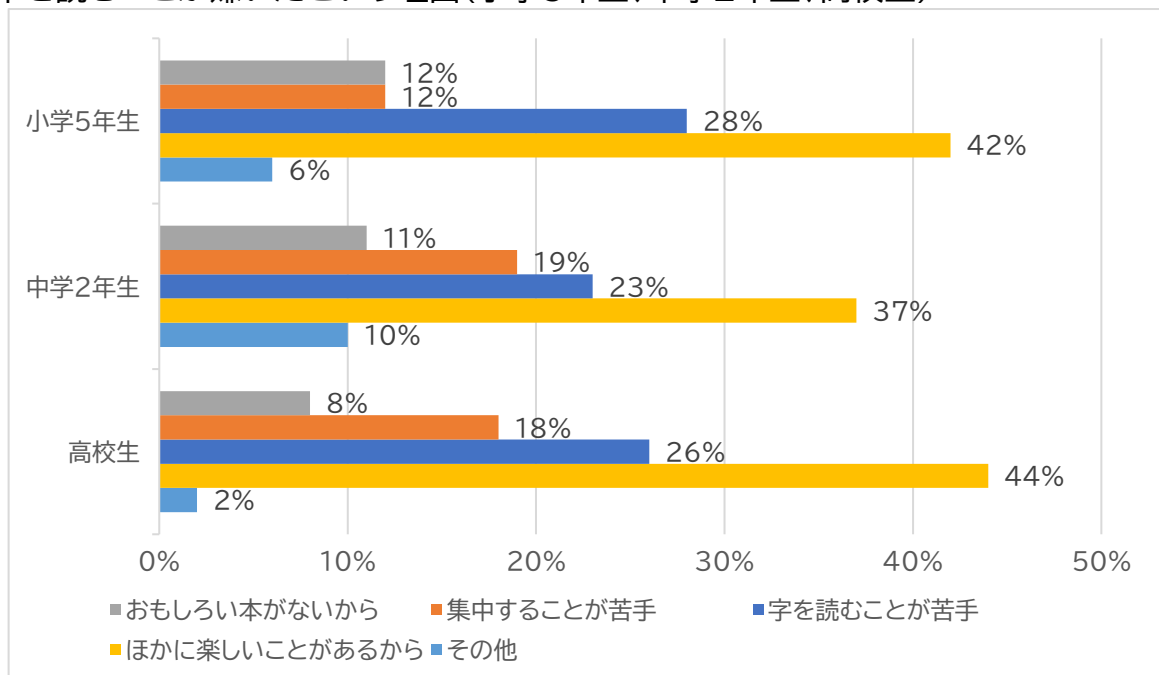
「小さなころにたくさん本を読んでもらったから」を本が好きな理由に挙げた児童生徒は、小学5年生が17%、中学生が10%、高校生は14%となりました。

⑦ 本を読むことが嫌いだという理由(3歳児、小学2年生)



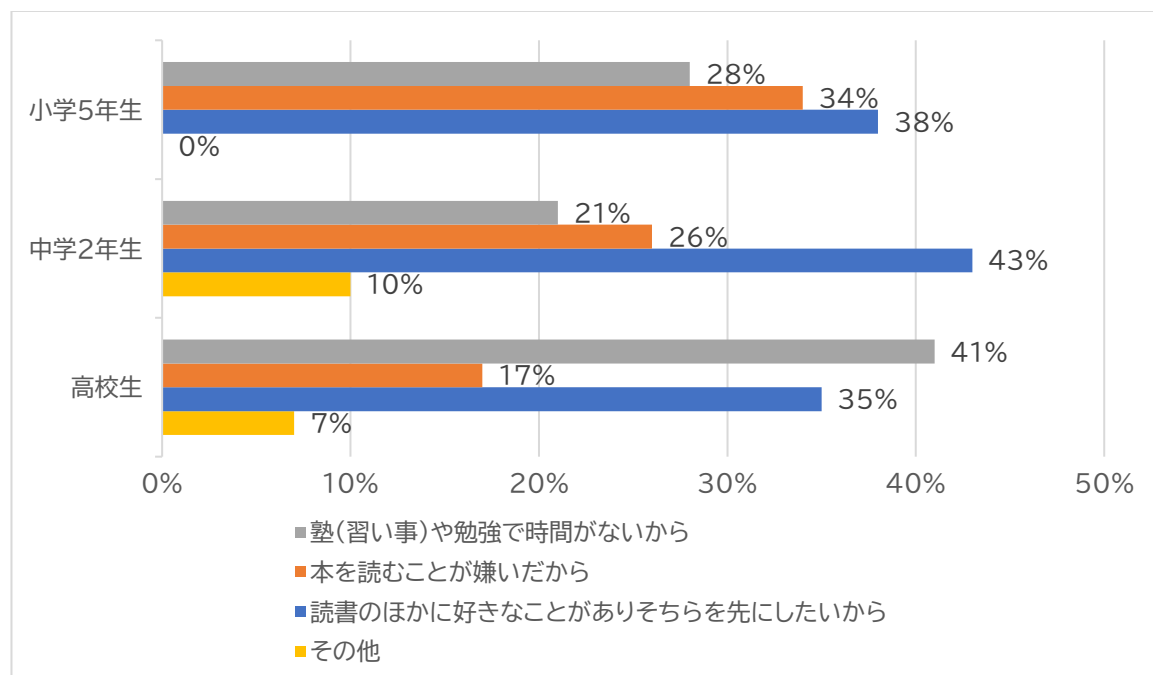
3歳児、小学2年生いずれも「ほかに楽しいことがあるから」が最も多い回答でした。また、3歳児では「集中することが苦手」という回答がありました。

⑧ 本を読むことが嫌いだという理由(小学5年生、中学2年生、高校生)



どの学年においても「ほかに楽しいことがあるから」「字を読むことが苦手」「面白い本がないから」の回答が上位を占める結果となり、本を読まない大きな要因となることがわかりました。

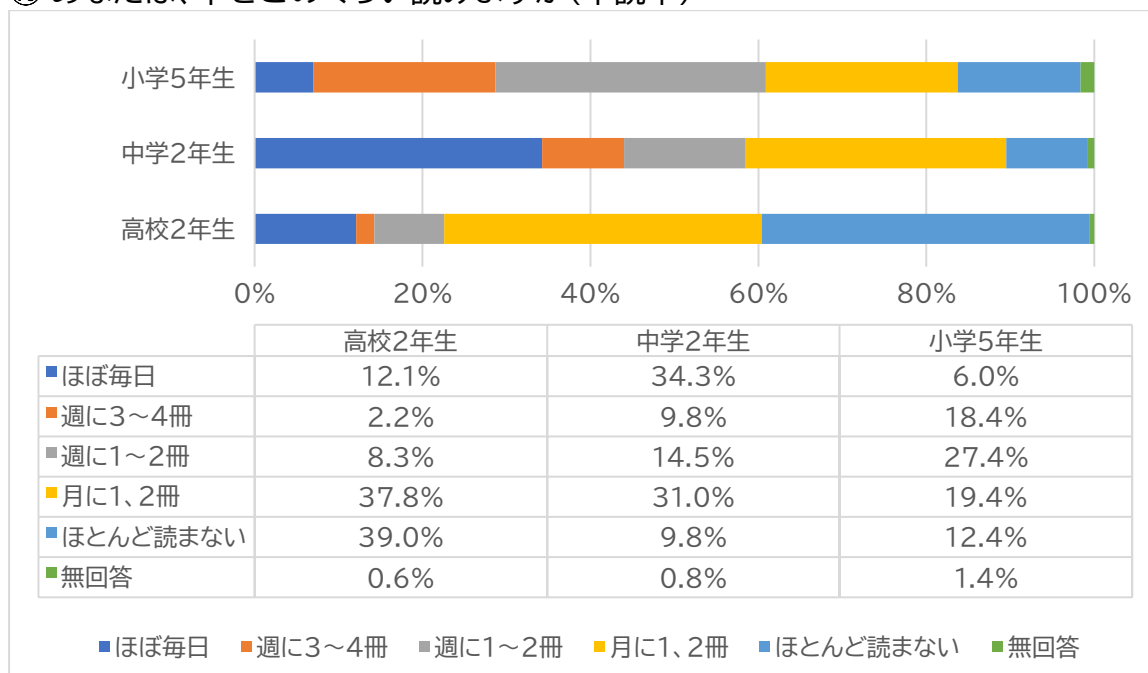
⑨ 本を読まない理由(小学5年生、中学2年生、高校生)



部活動や塾など、授業終了後の様々な活動に時間を費やすことが多いことから、「塾(習い事)や勉強で時間がないから」が多くの回答があり、本を読まない大きな要因となることがわかりました。

また、本を読むことが嫌い、本を読まない理由として、「読書のほかに好きなことがありそちらを先にしたいから」が多い結果となりました。

⑩ あなたは、本をどのくらい読みますか(不読率)



学年が上がるにつれて不読率は大きくなり、特に、高校2年生では「ほとんど読まない」と回答した生徒が39%となっています。

一方で、「ほぼ毎日読む」との回答は、小学5年生の6%に対し、高校2年生では12%となっています。

学年が上がるにつれて不読率の割合が高くなる一方で、本を多く読む割合も高いのが傾向

となっており、二分化の傾向が目立つ結果となっています。

資料2 持続可能な読書活動の循環の構築

本計画の基本方針を踏まえて、国の計画で掲げる「子どもの読書のための環境の整備・充実」の視点を整理し、「発達段階に応じた効果的な取組で子どもの読書の推進」及び「すべての子どもの読書活動を支える環境の整備」を具体的な取組内容とします。

また、SDGsを具体的な取組の体系に沿って整理することで、横断的な施策展開を導き、事業に取り組んでいくこととします。



SDGsは、2015年9月に国連において採択された、17のゴールと169のターゲットからなる持続可能な開発目標です

本計画では、連携している取組に応じて次のSDGsのアイコンを付しています。



ゴール3

あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



ゴール4

全ての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



ゴール5

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び少女の能力強化を行う。



ゴール10

各国内及び各国間の不平等を是正する。



ゴール16

持続可能な開発のための平和で包括的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



ゴール17

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

資料3 用語集

(五十音順)

○朝読書

小学校・中学校・高等学校において、読書を習慣づける目的で始業時間前等に読書の時間を設ける取組のこと。

○SNS(エスエヌエス)

ソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social Networking Service)の略。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

○SDGs(エスディーゼズ)

サステナブル・デベロップメント・ゴールズ(Sustainable Development Goals)の略。2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。

○おはなし会

図書館や児童館等が行う絵本の読み聞かせや紙芝居等の行事のこと。

○学校司書

学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員と共に進める職員のこと。

○学校図書館

学校において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(図書館資料)を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備のこと。

○家庭教育学級

保護者を対象に、講演会や親子行事など、家庭教育に関する学習の機会を提供する事業。市内の各園・学校を単位として、それぞれが年数回程度の活動を行っている。

○子ども司書制度

本が好きで読書に興味・関心が高い子どもたちを対象に、司書についてのノウハウ習得を通して、友達や家族に読書の素晴らしさや大切さを伝えるリーダーを育成する事業のこと。

○子ども読書の日

子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動推進法」(平成13年公布)により、毎年4月23日が「子ども読書の日」と制定されている。

○司書教諭

教諭として採用された者が学校内の役割としてその職務を担当し、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う職員のこと。

○団体貸出

市内の学校や団体等を対象に、市立図書館の図書資料を一定冊数、特別の期間を設け貸出する制度。

○電子図書館

図書(書籍・雑誌・文献資料等)を電子化し、インターネットを通じて、情報の提供を実施する図書館のサービス。電子化された図書は、電子書籍として、スマートフォン、タブレット、パソコンのディスプレイ上で読むことができ、電子書籍はコンテンツとも言う。

○読書週間

昭和 22 年に出版社・図書館・取次・書店・報道・文化関連各団体が読書週間実行委員会を結成し、「読書週間」を実施したのがきっかけとなり、翌年から毎年 11 月3日(文化の日)を中心とした 10 月 27 日～ 11 月9日の2週間が「読書週間」と定められた。

○読書通帳

利用者自身による、貸出記録の管理と活用を図る取組のこと。自書タイプ、預金通帳タイプ、お薬手帳タイプの3種類がある。菊川市では利用者が自分で貸出記録を読書通帳に書き込む自書タイプを実施している。

○図書標準

学校図書館図書標準のこと。公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定されている。

○放課後児童クラブ

就労等により放課後等に保護者が家庭にいない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供する事業のこと。

○ヤングアダルト

中高生を中心とする13歳から18歳ぐらいまでの児童と成人の間に位置する年齢層のこと。図書館界・出版界で意識して呼称するときを使う用語。YAと略することが多い。

資料4 法律・要綱・協議会・審議内容等

1. 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道

府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

2. 菊川市子ども読書活動推進協議会要綱

平成20年3月21日教育委員会告示第4号

（設置）

第1条 菊川市の子どもたちが読書に親しむことで、豊かな感性と思いやりの心を育み、自立した市民として成長するよう、子どもの読書活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、菊川市子ども読書活動推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌し、教育長に報告する。

- (1) 菊川市子ども読書活動推進計画（以下「子ども読書活動推進計画」という。）の推進及び見直しに関すること。
- (2) 子ども読書活動推進計画に係る施策の実施状況の調査に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、菊川市立図書館において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

3. 菊川市子ども読書活動推進協議会

【令和3年度】子ども読書活動推進協議会委員名簿

No.	氏名	所属
1	三浦 康子	すいようおはなし会 代表
2	澤崎 淳一	堀之内小学校 校長
3	落合 美紀	小笠北幼稚園 園長
4	山下 千鶴	小笠児童館 館長
5	松下 壽男	学識経験者
6	寺本 秀子	図書館ボランティア 代表
7	大田 幸代	図書館ボランティア 代表

【令和4年度】子ども読書活動推進協議会委員名簿

No.	氏名	所属
1	三浦 康子	すいようおはなし会 代表
2	杉山 豊和	内田小学校 校長
3	石川 妙子	おおぞら認定こども園 副園長
4	山下 千鶴	小笠児童館 館長
5	松下 壽男	学識経験者
6	稲垣 清子	子育てサポートりぼん 代表
7	松永美千代	小笠高等学校 教諭

○子ども読書活動推進協議会における審議内容

【令和3年度】

開催回	開催日	審議内容等
第1回	令和3年8月20日（金）	・第三次計画の進捗状況等
第2回	令和3年12月3日（金）	・第四次計画の基本的な考え方 ・アンケート実施について

【令和4年度】

開催回	開催日	審議内容等
第1回	令和4年6月9日（木）	・アンケート実施結果 ・子ども読書活動における課題 ・基本方針について
第2回	令和4年8月17日（水）	・計画体系について ・具体的な取組について
第3回	令和4年10月11日（火）	・計画体系について ・計画案の全頁について
第4回	令和5年 月 日（ ）	・第四次計画の承認等

第四次 菊川市子ども読書活動推進計画

(令和5年3月発行)

発行 菊川市

編集 菊川市教育委員会（教育文化部図書館）

菊川市立 菊川文庫

〒439-8650 静岡県菊川市堀之内61

TEL (0537) 36-2220

菊川市立 小笠図書館

〒437-1514 静岡県菊川市下平川6225

TEL (0537) 73-1132